

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和6年5月24日
国立大学法人鳴門教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約及び産業廃棄物処理に係る契約については、環境配慮契約を適用する基準の案件はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

書面にて開催された環境省主催の環境配慮契約法に関する連絡会議の資料を情報共有することで、環境配慮契約の推進を周知した。